

辰野町商業地域空き店舗等対策事業補助金の概要（改修費）

辰野町は、商業地域の活力と賑わいを創出し、活性化を図るため、商業地域の空き店舗、空き家、空き倉庫等を活用して行う事業者に対して、その改修費や賃借料の一部に「辰野町商業地域空き店舗等対策事業補助金」を交付します。

※商業地域：都市計画法に規定する商業地域又は近隣商業地域に指定された地域

補助対象物件

商業地域内にある空き店舗等で、次に掲げる要件を満たす物件

- (1) 3ヵ月以上の間、空いている又は閉鎖の状態であること。
- (2) 年度内に事業が完了（開店）すること。
- (3) 出店しようとする空き店舗等において、2年以上継続して営業することが見込まれること。
- (4) 主として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業その他町長が不適当と認める業を営むための施設でないこと。

補助金額

補助対象物件の新築、改修工事にかかる経費で、当該経費の2分の1に相当する額（設計監理委託料、事務用機器、調理器具、什器等備品を除く。）とし、**限度額は30万円**とする。

※改修：修繕、改装、増築及び設備改善等の工事をいう。

補助対象資格

次の要件を満たし、町内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる者

- (1) 町税の滞納がない者
- (2) 出店について、辰野町商工会の推薦を受けていること。
- (3) 空き店舗等を倉庫として用いる者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

補助金交付手続きの流れ

(事前相談) 事業内容を確認させていただいた上で、申請用紙をお渡しします。

① 交付申請 申請手続きは、**工事着手前**にさせていただく必要があります。
様式第1号（交付申請書）、別紙1（事業計画書）

② 書類審査 → 交付決定
③ 様式第3号（交付決定通知書）

④ 改修等の事業開始 → 工事の完了 → 工事業者への支払い完了

⑤ 実績報告 様式第7号（実績報告書） → 審査 → 交付確定 様式第9号（確定通知）

⑥ 町への請求 様式第11号（交付請求書） → 補助金の支払い

平成27年度事例紹介

事例 1

以前の建物用途	喫茶、スナック
空き店舗経過	閉店後、10年ほど経過して現在に至る
新規用途	飲食店 27㎡
改修等の内容	厨房、カウンター、内装等、上水・給排水設備、電気、塗装 全体工事費 約2,000千円
補助金額	300千円

事例 2

以前の建物用途	鮮魚小売店
空き店舗経過	閉店後、イベントなど不定期に貸し出し
新規用途	喫茶店 15㎡
改修等の内容	店内改装のうち、トイレ、洗面室、更衣室の改修 全体工事費 約2,000千円のうち約1,200千円
補助金額	300千円